

# 鹿児島市の人口

令和2年国勢調査結果概要

鹿児島市



## はじめに

国勢調査は、全国・都道府県・市町村の人口・世帯の状況を明らかにし、国や地方公共団体の行政に必要な基礎資料を得ることを目的として実施される我が国の最も基本的な統計調査で、大正9年以来ほぼ5年ごとに実施されています。令和2年国勢調査はその21回目として、令和2年10月1日現在で行われました。

令和2年国勢調査の結果によりますと、鹿児島市の人口は593,128人となり、人口規模では全国第24番目の都市になっています。

本市では、このたびの令和2年国勢調査について、総務省統計局が発表した「人口等基本集計結果」及び「就業状態等基本集計」に基づき、「鹿児島市の人口」を作成いたしました。

本市におきましても、各種行政施策の基礎資料として重要な資料となっておりますが、市民の皆様にも幅広くご利用いただければ幸いと存じます。

最後に、令和2年国勢調査にご回答いただきました市民の皆様をはじめ、ご協力いただきました指導員、調査員並びに関係機関の方々に対し、心から感謝するとともに、厚くお礼申し上げます。

令和4年12月

鹿児島市

(総務部総務課)

## 目 次

### はじめに

### 利用上の注意

令和2年国勢調査の概要	1
用語の解説	4
令和2年国勢調査に対する本市の取組み	15

### 調査結果の概要

第1章 人 口	17
第2章 配偶関係	21
第3章 世帯と住居の状況	22
第4章 労働力状態と従業上の地位	25
第5章 産業別就業者	26

### 統 計 表

第1表 年齢（各歳）, 男女別人口（平成27年・令和2年）	28
第2表 年齢（各歳）, 男女別人口（人口集中地区）	30
第3表 人口, 人口増減（平成27年～令和2年）, 面積及び人口密度	31
第4表 施設等の世帯の種類, 世帯人員の人数別世帯数及び世帯人員	31
第5表 世帯人員の人数別一般世帯数及び一般世帯人員（6歳未満・18歳未満世帯員のいる一般世帯一特掲）	31
第6表 配偶関係, 年齢（各歳）, 男女別15歳以上人口及び平均年齢	32
第7表 世帯の家族類型別一般世帯数及び一般世帯人員（6歳未満・18歳未満世帯員のいる一般世帯及び3世代世帯並びに母子世帯及び父子世帯一特掲）	34
第8表 世帯の家族類型, 世帯人員の人数別一般世帯数	36
第9表 65歳以上世帯員がいる世帯の65歳以上世帯主の年齢（5歳階級）, 世帯主の男女別一般世帯数、一般世帯人員及び65歳以上世帯人員	36
第10表 夫の年齢（7区分）, 妻の年齢（7区分）別夫婦のみの世帯数	37

第11表	住宅の所有の関係、住宅の建て方・世帯が住んでいる階別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり人員	38
第12表	65歳以上世帯員の有無による世帯の類型別一般世帯数、一般世帯人員及び65歳以上一般世帯人員	38
第13表	65歳以上世帯員の有無、住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員、65歳以上世帯人員及び1世帯当たり人員	39
第14表	世帯人員の人数、住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり人員	40
第15表	世帯人員の人数別65歳以上世帯員がいる一般世帯数、一般世帯人員及び65歳以上世帯人員	40
第16表	世帯人員の人数、住宅の所有の関係別65歳以上世帯員がいる一般世帯数	40
第17表	国籍（13区分）、男女別外国人数	40
第18表	子供の数（3区分）別母子世帯数、母子世帯人員及び1世帯当たり子供の数	41
第19表	子供の数（3区分）別父子世帯数、父子世帯人員及び1世帯当たり子供の数	41
第20表	労働力状態、配偶関係（総数）、年齢（5歳階級）、男女別15歳以上人口 (雇用者一特掲)	42
第21表	労働力状態、配偶関係（未婚）、年齢（5歳階級）、男女別15歳以上人口 (雇用者一特掲)	44
第22表	労働力状態、配偶関係（有配偶）、年齢（5歳階級）、男女別15歳以上人口 (雇用者一特掲)	46
第23表	労働力状態、配偶関係（死別）、年齢（5歳階級）、男女別15歳以上人口 (雇用者一特掲)	48
第24表	労働力状態、配偶関係（離別）、年齢（5歳階級）、男女別15歳以上人口 (雇用者一特掲)	50
第25表	労働力状態、配偶関係（不詳）、年齢（5歳階級）、男女別15歳以上人口 (雇用者一特掲)	52
第26表	産業（大分類）、従業上の地位、男女別15歳以上就業者数及び平均年齢 (65歳以上一特掲)	54
第27表	産業（大分類）、年齢（5歳階級）、男女別15歳以上就業者数及び平均年齢	56
第28表	居住期間（6区分）、年齢（5歳階級）、男女別人口	58

第29表 国籍, 労働力状態, 男女別15歳以上外国人数	59
第30表 在学か否かの別・最終卒業学校の種類(6区分)、年齢(5歳階級)、男女別15歳以上人口	60
第31表 在学学校・未就学の種類、年齢(各歳)、男女別在学者数及び未就学者数	61
第32表 世帯の家族類型・親の労働力状態, 子供(未婚の親族)の男女, 子供の年齢(各歳)別子供の数(一般世帯)並びに子供のいる一般世帯数	64
第33表 町丁, 年齢(5歳階級), 男女別人口(15歳未満・15~64歳・65歳以上人口, 外国人)	66
第34表 小学校区, 男女別人口	76
第35表 全国主要都市の国勢調査人口(人口40万人以上)	77
資料 国勢調査調査票	78

## 利 用 上 の 注 意

- 1 本書は令和2年10月1日現在で実施した第21回国勢調査において総務省統計局から公表された、「人口等基本集計」「就業状態等基本集計」等の結果によるものです。  
ただし、支所別・小学校区等の集計については、本市の独自集計によるものです。
- 2 数値の単位未満は四捨五入を原則としたため、合計数と内訳が必ずしも一致しない場合があります。
- 3 本書に用いた統計符号は次のとおりです。
  - 「-」皆無または該当数字なし
  - 「0」単位未満
  - 「△」減少またはマイナス
  - 「X」公表をさし控えたもの
- 4 大正9年から平成12年までの人口・世帯は旧鹿児島市の市域、平成17年から令和2年の人口・世帯は、現在の市域によるものです。  
ただし、平成12年の（ ）は、現在（1市5町計）の市域に組替えたものになります。

## 令和2年国勢調査の概要

### 調査の目的及び沿革

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として行われる国のも基本的な統計調査であり、10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回は大規模調査である。

調査は大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、令和2年国勢調査はその21回目に当たり、実施100年の節目となる調査である。

### 調査の時期

令和2年10月1日午前零時現在によって行われた。

### 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施された。

また、国勢調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める、国勢調査令（昭和55年政令第98号）、国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）及び国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）に基づく。

### 調査の地域

我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- ・歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- ・島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

### 調査の対象

調査時において、本邦内に常住している者について行われた。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査する。

- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## 調査事項

次に掲げる19項目について調査した。

### 世帯員に関する事項

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現住居での居住期間
- (8) 5年前の住居の所在地
- (9) 在学・卒業等教育の状況
- (10) 就業状態
- (11) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (12) 仕事の種類
- (13) 従業上の地位
- (14) 従業地又は通学地
- (15) 従業地又は通学地までの利用交通手段

### 世帯に関する事項

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数
- (3) 住居の種類
- (4) 住宅の建て方

## 調査の方法

総務省統計局 - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員の流れにより行った。

調査は、調査員又は調査員事務を受託した事業者（以下「調査員等」という。）が、下記の方法により行った。

1. 調査員等が世帯を訪問し、調査書類を封筒に入れて配布する。
2. 調査の回答は、インターネット、郵送、調査員等への提出の三つの方法とした。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかつた世帯については、調査員等が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目をその近隣の者に質問することにより調査した。

## 集計の方法

国に集められた調査票は、データ入力、産業分類符号などの符号付けをした後、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し、必要な補足訂正を行った上で結果表として集計する。

## 集計結果の公表

集計結果等の公表については、令和2年国勢調査の集計区分・集計内容・結果の公表及び提供の方法一覧表のとおり。

令和2年国勢調査の集計区分・集計内容・結果の公表及び提供の方法一覧表

集計区分		集計内容	産業分類	職業分類	集計対象	表章地域	全国結果の公表予定	結果の公表及び提供の方法
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	男女別人口及び世帯数の早期提供	—	—	全数	全国、都道府県、市区町村	令和3年6月	インターネットを利用する方法等によって公表。 人口は公表日に官報に公示。
基本集計	人口等基本集計	人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯、母子・父子世帯、親子の同居等に関する結果	—	—	全数	全国、都道府県、市区町村	令和3年11月	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。 おって、報告書を刊行。 人口等基本集計の人口及び世帯数（確定人口・世帯数）は公表後に官報に公示。
	就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する結果						全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。 おって、報告書を刊行。
抽出詳細集計	就業者の産業・職業小分類別構成等に関する詳細な結果	小分類	小分類	抽出	全国、都道府県、市区町村	令和4年12月	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。 おって、報告書を刊行。	
従業員地・通学地集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国、都道府県、市区町村	令和4年7月	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おって、報告書を刊行。
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	—	—	全数	全国、都道府県、市区町村	令和4年2月	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。
	移動人口の就業状態等集計	移動人口の労働力状態、産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類		全国、都道府県、市区町村	令和4年8月	おって、報告書を刊行。
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口、世帯、住居に関する基本的な事項の結果	—	—	全数	町丁・字等、基本単位区、地域メッシュ	該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を施した上で、速やかに公表。	集計が完了した後、インターネットを利用して公表。
	就業状態等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する基本的な事項の結果	大分類	大分類				
	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	—	—				
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事項の結果	—	—				

## 用語の解説

### 人口

国勢調査で調査した人口は「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。

「常住している者」については、令和2年国勢調査の概要「調査の対象」（1頁～2頁記載）を参照してください。

### 面積と人口密度

統計表に掲載してある面積は、国土交通省国土地理院が公表した各年10月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

平成22年調査までは、国土地理院が公表した市区町村別面積のうち、境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものなどについて、総務省統計局において面積を推定していました。しかし、平成26年から国土地理院が境界未定地域に係る市区町村の面積を算出するようになったことを受けて、平成27年及び令和2年調査では、国土地理院の公表する面積を用いています。

なお、人口密度については、国勢調査令等によって調査の対象外であった地域（令和2年調査では歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び竹島）の面積を除いて算出しています。

人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものです。ただし、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

### 人口性比

女性100人に対する男性の数をいいます。 人口性比 = 男性 / 女性 × 100

### 年齢・平均年齢・年齢中位数

#### 年齢

「年齢」は、令和2年9月30日現在の満年齢を基に集計しています。なお、令和2年10月1日午前零時に生まれた人は0歳としています。

#### 平均年齢

以下のとおり算出しています。

平均年齢=年齢（各歳）×各歳別人口 / 各歳別人口の合計（年齢「不詳」を除く。）+0.5

※ 平均年齢に0.5を加える理由

国勢調査では、9月30日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方）を用いて集計しています。

つまり、9月30日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計しています。そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人のがいることを考慮し、平均である半年分（0.5歳）を加えているものです。

## 年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことをいいます。

## 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

**未 婚** — まだ結婚をしたことのない者

**有配偶** — 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある者

**死 別** — 妻又は夫と死別して独身の者

**離 別** — 妻又は夫と離別して独身の者

**不 詳** — 未回答などにより配偶関係が判断できない場合

## 教育【大規模調査（10年ごと）のみ】

### 在学か否かの別

学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分しています。

**卒 業 者** — 学校を卒業して、在学していない人

**在 学 者** — 在学中のひと

**未就学者** — 在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問いません。

ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まれません。

### 在学学校・未就学の種類

在学者を在学学校の種類により、「最終卒業学校の種類」で分類した「小学校」、「中学校」、「高校」、「短大・高専」、「大学」、「大学院」の6つのほか、未就学者を「幼稚園」、「保育園・保育所」、「認定こども園」、「その他」の4つに区分しています。

## 国籍

国勢調査では、国籍を「日本」のほか、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「ネパール」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」の13に区分しています。

なお、二つ以上の国籍を持つ人の扱いは、以下のとおりです。

1 日本と日本以外の国の国籍を持つ人 — 日本

2 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人 — 調査票の国名欄に記入された国

## 世帯の種類

昭和 60 年以降の調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

区分	内容												
一般世帯	<p>ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。</p> <p>イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者 又は下宿屋などに下宿している単身者</p> <p>ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者</p>												
施設等の世帯	<table border="1"> <tr> <td>寮・寄宿舎の学生・生徒</td><td>学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)</td></tr> <tr> <td>病院・療養所の入院者</td><td>病院・療養所などに、すでに 3 か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)</td></tr> <tr> <td>社会施設の入所者</td><td>老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)</td></tr> <tr> <td>自衛隊営舎内の居住者</td><td>自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)</td></tr> <tr> <td>矯正施設の入所者</td><td>刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)</td></tr> </table>	寮・寄宿舎の学生・生徒	学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)	病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに 3 か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)	社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)	自衛隊営舎内の居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)	矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)	その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)
寮・寄宿舎の学生・生徒	学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)												
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに 3 か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)												
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)												
自衛隊営舎内の居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)												
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)												
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)												

## 世帯主・世帯人員

**世帯主** — 国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

**世帯人員** — 世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

## 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

区分	内容
A—親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
B—非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
C—単独世帯	世帯人員が一人の世帯
世帯の家族類型 「不詳」	世帯の家族類型が判定できない世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

区分	備考
I 核家族世帯 (1) 夫婦のみの世帯 (2) 夫婦と子供から成る世帯 (3) 男親と子供から成る世帯 (4) 女親と子供から成る世帯	
II 核家族以外の世帯 (5) 夫婦と両親から成る世帯 [1] 夫婦と夫の親から成る世帯 [2] 夫婦と妻の親から成る世帯	[1]、[2]の分類は、平成7年調査から用いている
(6) 夫婦とひとり親から成る世帯 [1] 夫婦と夫の親から成る世帯 [2] 夫婦と妻の親から成る世帯	
(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯 1) [1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯 [2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 1) [1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯 [2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯	
(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯	
(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯 1) [1] 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 [2] 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯	
(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 1) [1] 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 [2] 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯	
(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯	昭和45年及び50年調査は、(14)に含んでいる
(14) 他に分類されない世帯	

1) 夫の親か妻の親か特定できない場合を含みます。

(注) ここでいう「配偶者のない」とは、同じ世帯の中に配偶者となる世帯員がいない場合です。

### 3世代世帯

「3世代世帯」とは、世帯主との続柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

したがって、4世代以上が住んでいる場合も含みます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含みます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含みません。

## **母子世帯・父子世帯**

### **(1)母子世帯**

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

### **(2)父子世帯**

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

### **(3)母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）**

「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯をいいます。

## **65歳以上世帯員の単独世帯・夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯**

### **(1)65歳以上世帯員の単独世帯**

65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

### **(2)夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯**

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

## **住居の種類**

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含みます。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となります。
住宅以外	寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。
住居の種類 「不詳」	未回答などにより住居の種類が判定できない場合

## 住宅の所有の関係

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含みます。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 ※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含みます。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含みます。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

## 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分しています。

### 一戸建 — 1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含みます。

### 長屋建 — 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

いわゆる「テラスハウス」も含みます。

### 共同住宅 — 棟の中に二つ以上の住宅があるので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

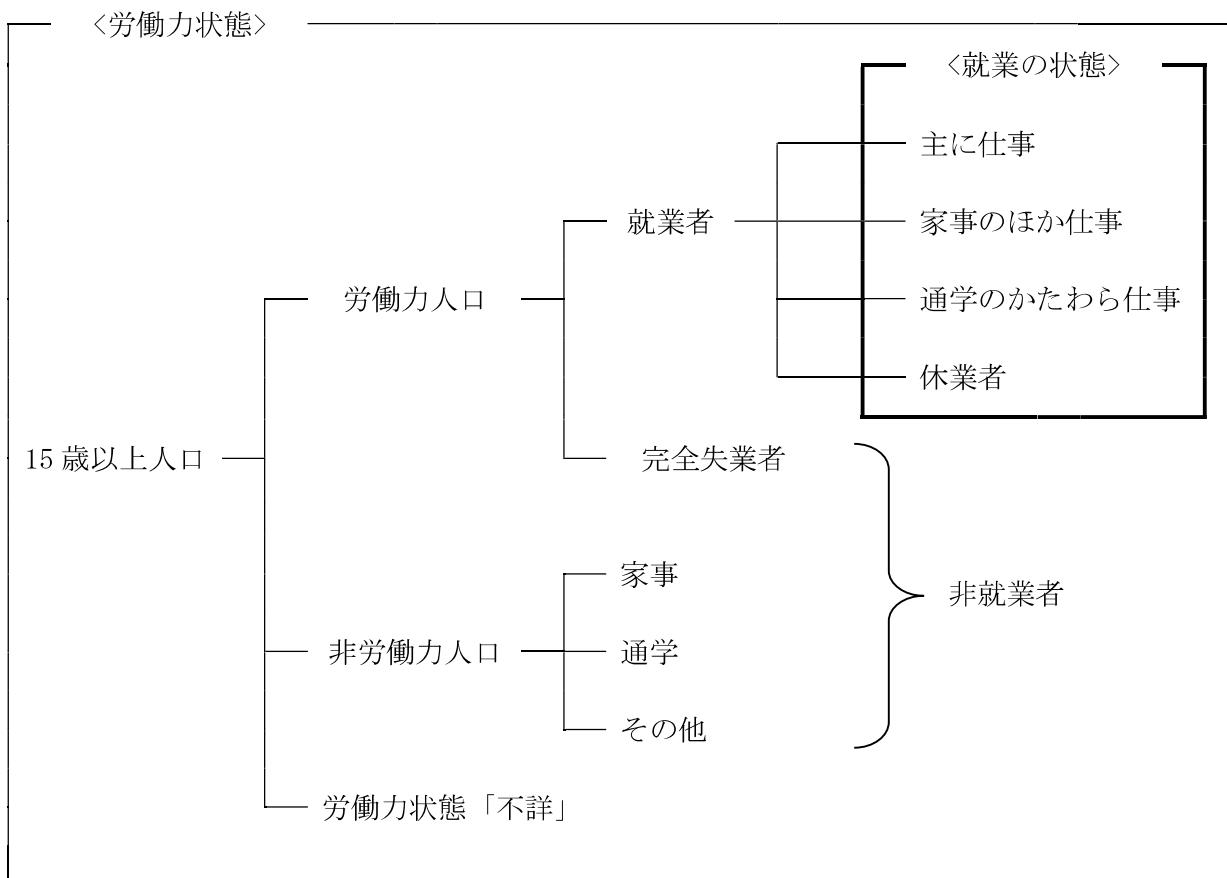
※ 1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含みます。

※ 建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」に5区分しています。

### その他 — 上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

## 労働力状態

「労働力状態」とは、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。



※ 各用語の定義は、次ページに掲載しています。

区分	内容
労働力人口	就業者及び完全失業者
就業者	<p>調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合</li> <li>② 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めたから30日未満の場合</li> </ul> <p>また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。</p>
主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合

	<b>家事のほか仕事</b>	主に家事などをしていて、そのかたわら、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
	<b>通学のかたわら仕事</b>	主に通学していて、そのかたわら、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合
	<b>休業者</b>	<p>① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合</p> <p>② 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合</p>
	<b>完全失業者</b>	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者
	<b>非労働力人口</b>	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者
	<b>家事</b>	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
	<b>通学</b>	主に通学していた場合
	<b>その他</b>	上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）
	<b>労働力状態「不詳」</b>	未回答などにより労働力状態が判定できない場合

#### 《注意点》

「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含みます。

#### 従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間に中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものです。

区分	内容
<b>雇用者</b>	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
<b>正規の職員・従業員</b>	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
<b>労働者派遣事業所の派遣社員</b>	労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
<b>パート・アルバイト・その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人</li> <li>・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に關係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人</li> </ul>

役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人
従業上の地位「不詳」	未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

## 産業

「産業」とは、就業者について、調査週間にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

令和2年調査の産業分類は、平成25年10月に改定された日本標準産業分類を基に再編成したもので、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっています。

報告書等では、産業大分類を3区分に集約している場合がありますが、その区分は以下によっています。

区分	内訳	
第1次産業	A 農業、林業	B 漁業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業	D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）	

※ 詳しい定義や内容例示については、日本標準産業分類

([http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm)) を参照してください。

産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については上記の3区分には含んでいません。

## 《注意点》

- ① 仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によっています。
- ② 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。

## 居住期間【大規模調査（10年ごと）のみ】

「居住期間」とは、その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」、居住期間「不詳」に区分しています。

なお、現在の場所に住み始めてから、転勤、旅行などのため3か月以上にわたる不在期間がある場合は、その不在期間の後、現在の場所に戻ってきてからの期間が居住期間となります。

## 通勤者・通学者

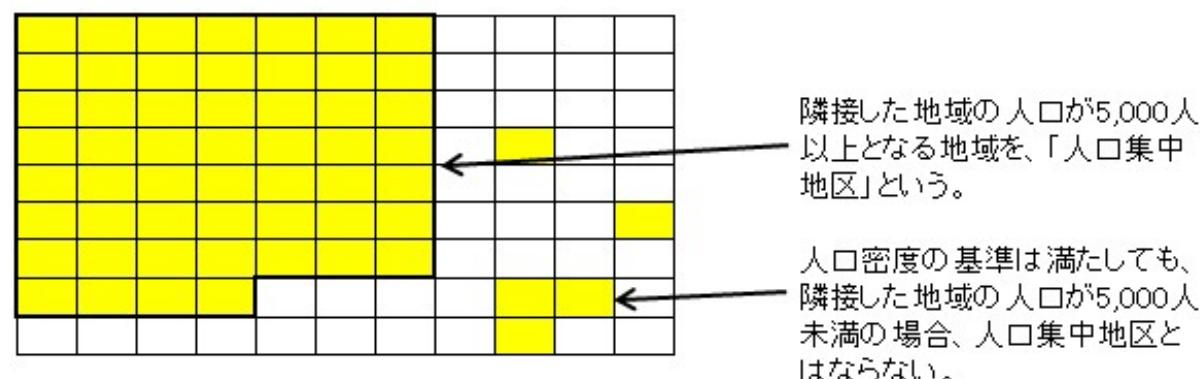
「通勤者」とは、従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者をいいます。

「通学者」とは非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者をいいます。この場合の学校には、小学校、中学校、高等学校、短期大学、高等専門学校、大学、大学院のほか、予備校、洋裁学校などの各種学校、専修学校が含まれますが、幼稚園や認定こども園は含まれません。また、ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としています。

## 人口集中地区

市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域です。

<人口集中地区の概念図>



## 基本単位区

「基本単位区」は、市区町村を細分した地域（学校区、町丁・字等など）についての結果を利用できるようにするために、平成2年調査の際に導入した地域単位です。これを表す基本単位区番号は、4桁の町字コードと5桁の基本単位区コードから構成されています。街区方式による住居表示を実施している地域では、原則として一つの街区を基本単位区の区画としています。それ以外の地

域では、街区方式の場合に準じ、道路、河川、鉄道、水路など地理的に明瞭で恒久的な施設等によって区分けされた区域を基本単位区の区画としています。基本単位区の区画は、街区方式による住居表示の新たな実施などやむを得ない理由により変更する場合のほかは、固定されています。

## 令和2年国勢調査に対する本市の取組み

### (1) 国勢調査の方法

令和2年国勢調査は、総務省統計局—都道府県—市町村—国勢調査指導員—国勢調査員の流れにより行った。

調査の実施に先立ち、本市では令和2年国勢調査調査区を設定し、市内全域を501指導区、5,042調査区に分割し、指導員501人、調査員2,720人（うち指導員兼務18人）を配置。調査区は、概ね50世帯が1調査区、指導区は、概ね10調査区を基に構成。

調査員は、令和2年9月14日（月）～9月20日（日）に「調査票」及び「インターネット回答の利用案内」を配布し、10月1日（木）～10月20日（火）に調査票の提出状況の確認と回収を行った。

### (2) 国勢調査員の選考方法

令和2年国勢調査員は、国勢調査指導員が推薦。

### (3) 調査区の設定

本市の調査区5,042調査区（うち無人調査区23調査区）の内訳は次のとおり。

① 一般調査区	4,782 調査区
② 特別調査区	
・山岳・森林、原野地帯等の区域	35 調査区
・相当規模の工場・学校等のある区域	20 調査区
・社会施設・病院のある区域	166 調査区
・刑務所・拘置所等のある区域	1 調査区
・おおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域	37 調査区
③ 水面調査区	1 調査区

#### 調査員の担当調査区数別

1調査区 829人（うち指導員兼務18人） 2調査区 1,605人

3調査区 257人 4調査区以上 29人

実地調査業務の委託数 73法人（86調査区）

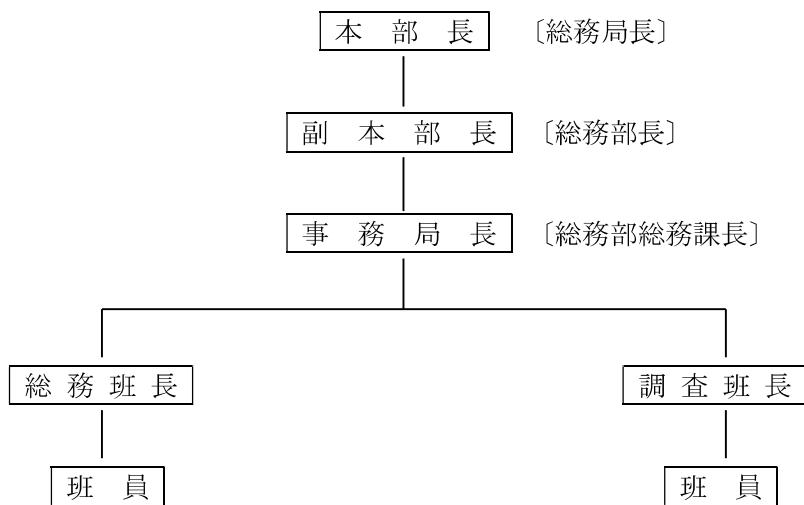
※ 実地調査業務の委託数は、調査対象となっている社会福祉施設や共同住宅等を経営・所有している法人等へ調査の委託を行った数

#### (4) 実施本部の設置

本市では、令和2年国勢調査の実施に際し、効率的な実施体制を整え、もって調査が円滑に実施されるように万全を期すため、令和2年国勢調査実施本部を設置。

- ① 設置期間 令和2年2月18日～令和3年3月31日
- ② 本 部 総務部総務課内に実施本部を置き、本部内に事務局を設置。
- ③ 組織図

令和2年国勢調査鹿児島市実施本部組織図



#### ④ 説明会の実施

- ・指導員説明会（令和2年7月17日～28日）10回（市民福祉プラザ、支所等会議室）
- ・調査員説明会（令和2年8月7日～9月9日）114回（うち特別調査区8回）  
(本庁、支所、地域福祉館、校区公民館等会議室)

#### ⑤ その他

調査票収集状況	全世帯 279,644 世帯
	紙調査票収集世帯 177,285 世帯 63.4%
	インターネット回答世帯 102,359 世帯 36.6%

公務災害	1 件
------	-----

## 調査結果の概要

### 第1章 人口

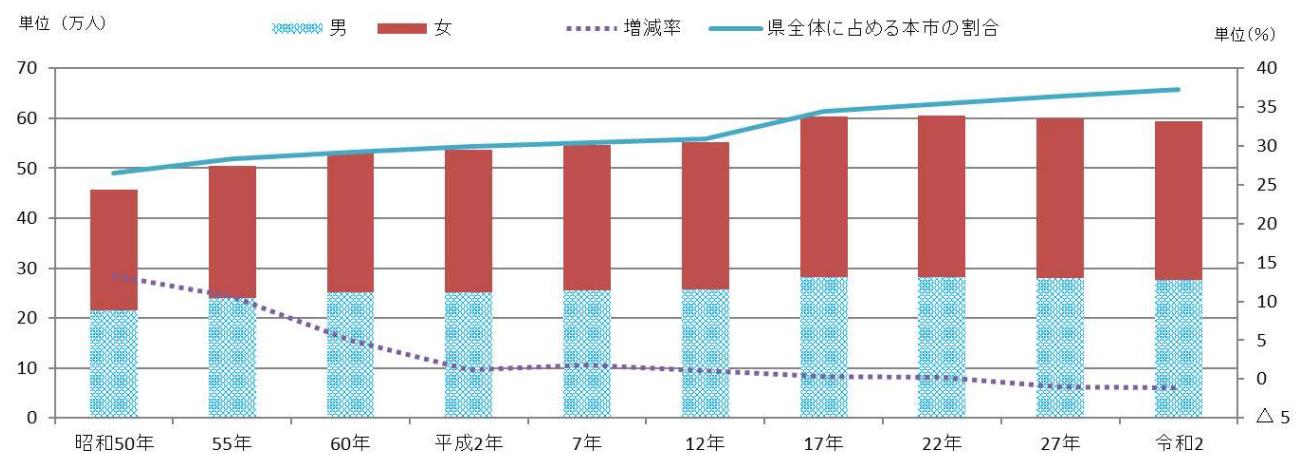
#### 1 人口の推移

令和2年国勢調査による令和2年10月1日現在の鹿児島市の人団は593,128人で、前回の平成27年国勢調査による人口に比べ6,686人、1.1%の減少となり、前回に引き続き人口減少となった。

また、鹿児島県の人口は1,588,256人で、前回の調査に比べ59,921人、3.6%の減少となり、平成2年以來減少傾向が続いている。

この結果、県全体における本市の人口の割合では、37.3%と県人口の約3分の1以上を占めており、年々割合が増加している。(図1-1、表1-1、1-2)

**図1-1 人口の推移**



**表1-1 人口の推移**

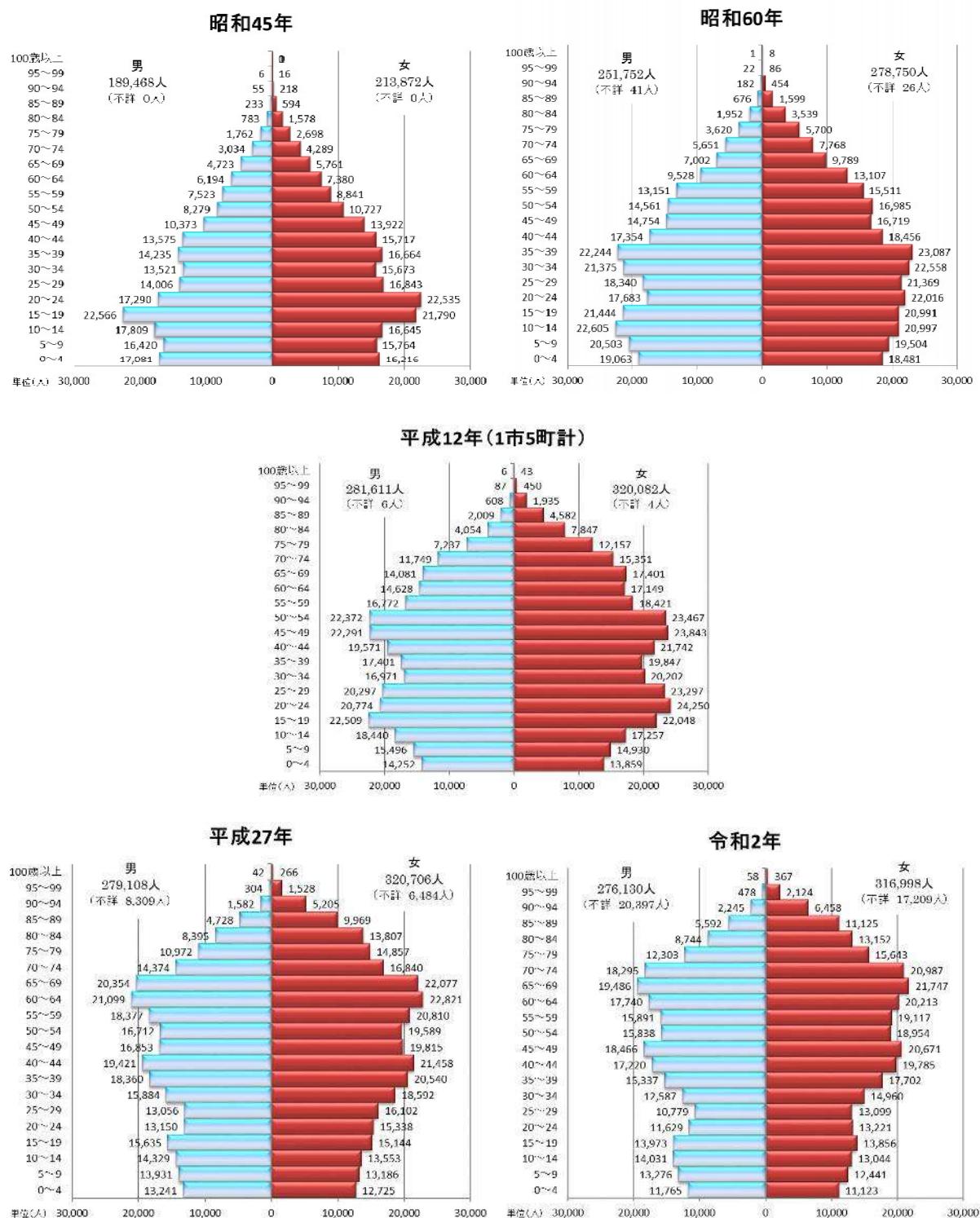
表1-2 県全体に占める本市の割合

区分	総数	男	女	増減数	増減率(%)		
						鹿児島県の人口	割合(%)
昭和 50年	456 827	215 547	241 280	53 487	13.3	1 723 902	26.5
55年	505 360	240 143	265 217	48 533	10.6	1 784 623	28.3
60年	530 502	251 752	278 750	25 142	5.0	1 819 270	29.2
平成 2年	536 752	252 127	284 625	6 250	1.2	1 797 824	29.9
7年	546 282	255 999	290 283	9 530	1.8	1 794 224	30.4
12年	552 098	258 135	293 963	5 816	1.1	1 786 194	30.9
	( 601 693)	( 281 611)	( 320 082)				( 33.7 )
17年	604 367	281 389	322 978	2 674	0.4	1 753 179	34.5
22年	605 846	281 133	324 713	1 479	0.2	1 706 242	35.5
27年	599 814	279 108	320 706	△ 6 032	△ 1.0	1 648 177	36.4
令和 2年	593 128	276 130	316 998	△ 6 686	△ 1.1	1 588 256	37.3

## 2 人口ピラミッド

昭和 45 年から 15 年ごとの人口ピラミッドであるが、若い世代の人口が減り 65 歳以上の人口の増加がみてとれる。ピラミッドの 2 つのふくらみは、第 1 次ベビーブーム（昭和 22 年～24 年）と第 2 次ベビーブーム（昭和 46 年～49 年）である。（図 1-2 の昭和 45 年・60 年は旧鹿児島市域、平成 12 年は 1 市 5 町計）

図 1-2 人口ピラミッド



### 3 人口性比

令和2年の鹿児島市の人口を男女別にみると、男性 276,130 人、女性 316,998 人で、女性が男性より 40,868 人多く、人口性比（女性 100 人に対する男性の数）は 87.1 となっている。推移をみると、昭和 55 年以降は緩やかな低下傾向で推移していたが、平成 27 年から微増となっている。

令和2年の人口性比を年齢5歳階級別にみると、20歳未満の各階級では100超、20歳～74歳の各階級は80台であるが、75歳を境に性比は低下している。全国では、55歳未満の各階級で100以上であるが、本市同様75歳を境に低下している。（図1-3、1-4）

図1-3 性比の推移

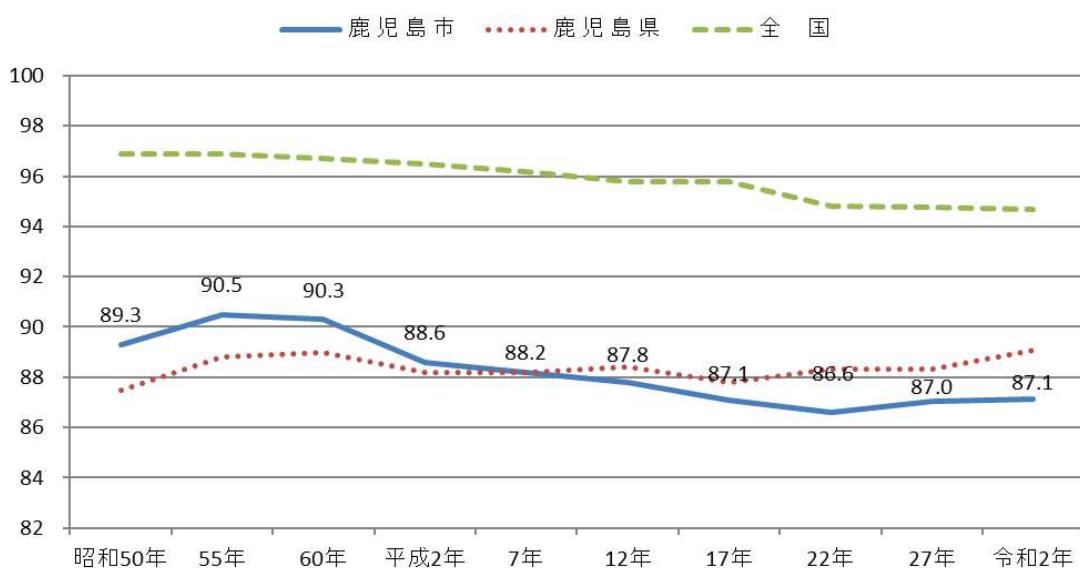
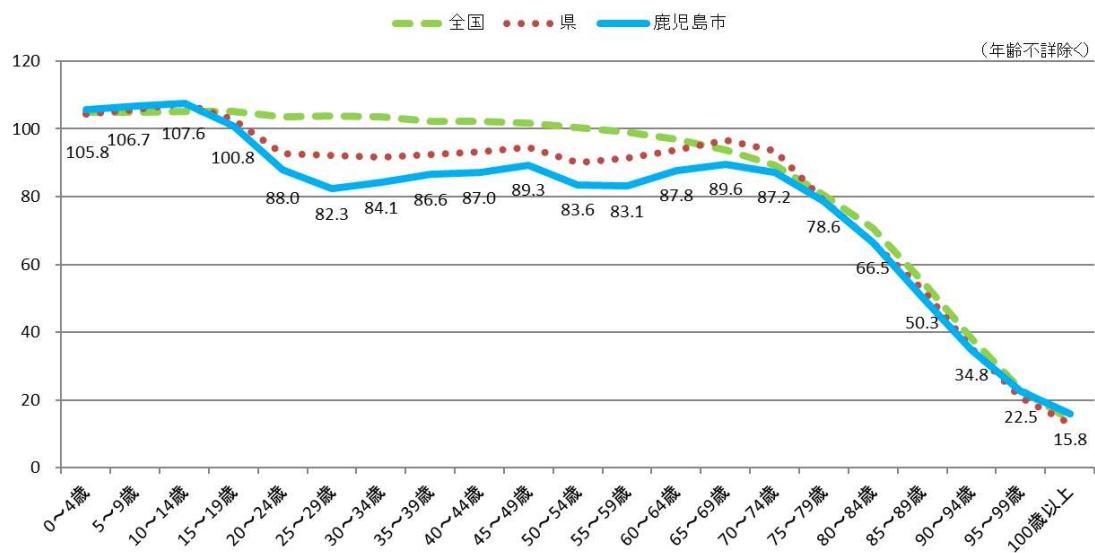


図1-4 5歳階級別性比  
(女性100人に対する男性の数)



#### 4 年齢 3 区別人口

令和 2 年の人口を年齢 3 区分にみると、15 歳未満人口が 75,680 人、15~64 歳人口が 321,038 人、65 歳以上人口が 158,804 人で、それぞれ総人口の 13.6%、57.8%、28.6% を占めている。15 歳未満人口と 15~64 歳人口は平成 17 年をそれぞれピークに年々減少しているが、老人人口は年々増加し、昭和 50 年からの 45 年間で約 4.9 倍となった。(図 1-5、表 1-3)

図 1-5 年齢(3区分)別人口の推移

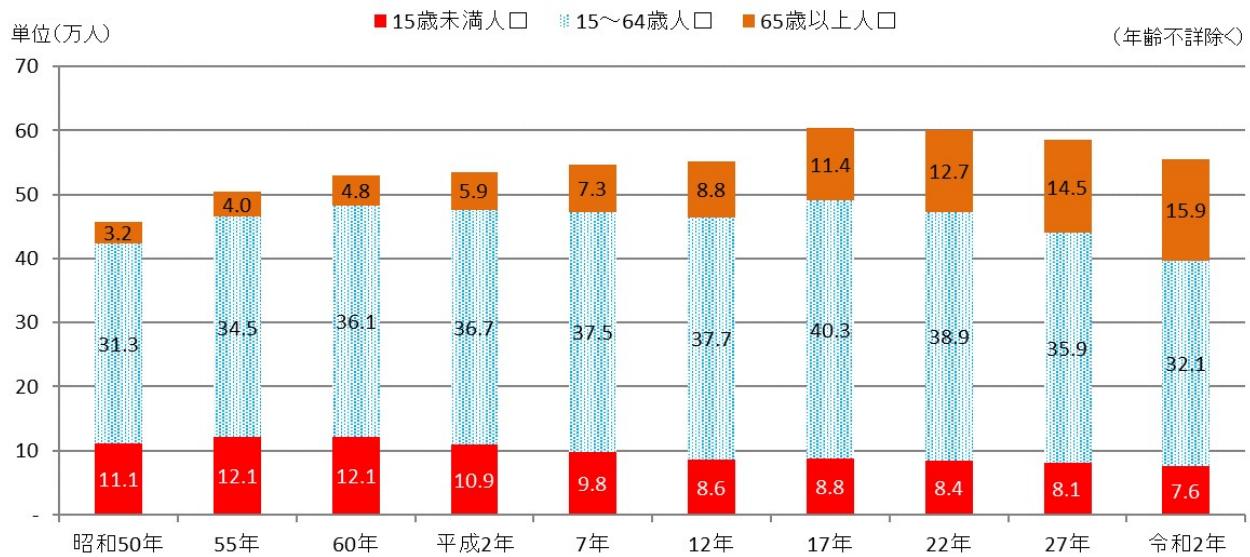


表 1-3 年齢 3 区別人口

区分	15歳未満人口		15~64歳人口		65歳以上人口	
	人口	割合 (%)	人口	割合 (%)	人口	割合 (%)
昭和50年	111 250	24.4	313 052	68.5	32 412	7.1
55年	120 742	23.9	344 938	68.3	39 647	7.8
60年	121 153	22.8	361 233	68.1	48 049	9.1
平成2年	109 433	20.4	367 197	68.4	59 004	11.0
7年	97 851	17.9	375 257	68.7	73 160	13.4
12年	86 269	15.6	377 347	68.4	88 475	16.0
	( 94 234 )	( 15.7 )	( 407 852 )	( 67.8 )	( 99 597 )	( 16.6 )
17年	87 591	14.5	403 208	66.7	113 505	18.8
22年	84 416	14.1	388 674	64.7	127 446	21.2
27年	80 965	13.8	358 756	61.3	145 300	24.8
令和2年	75 680	13.6	321 038	57.8	158 804	28.6

\* 年齢不詳は含まない。

## 第2章 配偶関係

### 男性で高い未婚率、女性で高い死別率

令和2年国勢調査による15歳以上人口は、男性216,661人、女性263,181人であった。配偶関係の割合をみると、男女で有配偶と死別の割合が大きく違っているのがわかる。これは、一般に妻の年齢が夫より低いことに加え、女性の平均寿命が男性より長いことによるものである。また、離別者の割合は男女とも年々増加している。(図2-1、図2-2、表2-1)

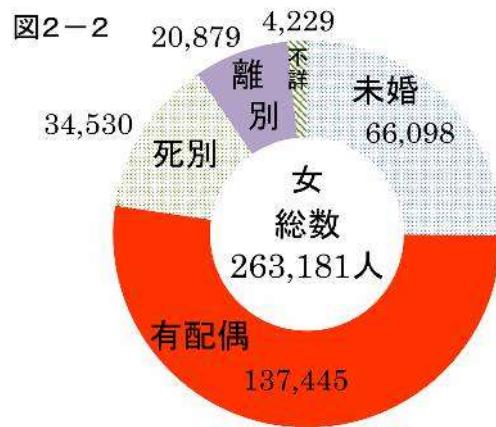
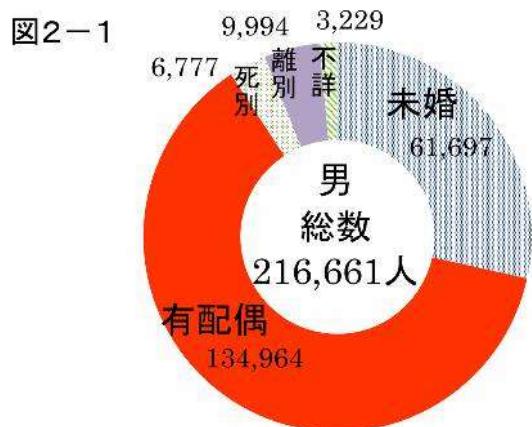


表2-1 15歳以上人口の配偶関係別人口・割合の推移

区分	人口						割合 (%)			
	総 数	未 婚	有 配 偶	死 別	離 別	不 詳	未 婚	有 配 偶	死 別	離 別
男										
昭和 45年	138 158	46 462	87 753	2 778	1 096	-	33.6	63.5	2.0	0.8
50年	158 318	48 716	104 821	3 231	1 468	-	30.8	66.2	2.0	0.9
55年	178 118	55 106	116 978	3 346	2 213	-	30.9	65.7	1.9	1.2
60年	189 540	58 230	123 789	3 814	3 190	-	30.7	65.3	2.0	1.7
平成 2年	195 424	60 595	125 456	4 121	3 815	-	31.0	64.2	2.1	2.0
7年	205 893	67 083	128 604	4 693	5 019	-	32.6	62.5	2.3	2.4
12年	214 004	71 467	130 069	5 616	6 684	-	33.4	60.8	2.6	3.1
	(233 417)	(76 702)	(142 977)	(6 348)	(7 205)	-	(32.9)	(61.3)	(2.7)	(3.1)
17年	236 761	77 242	142 886	6 511	8 848	-	32.6	60.4	2.8	3.7
22年	235 252	71 664	143 064	6 695	9 891	3 938	31.0	61.8	2.9	4.3
27年	229 298	65 918	139 803	7 016	10 175	6 386	29.6	62.7	3.1	4.6
令和 2年	216 661	61 697	134 964	6 777	9 994	3 229	28.9	63.2	3.2	4.7
女										
昭和 45年	165 247	50 169	88 862	21 281	4 911	-	30.4	53.8	12.9	3.0
50年	187 146	51 838	106 635	23 252	5 321	-	27.7	57.0	12.4	2.8
55年	206 467	55 488	119 205	24 086	6 843	-	26.9	57.7	11.7	3.3
60年	219 742	58 981	125 462	26 004	8 738	-	26.8	57.1	11.8	4.0
平成 2年	230 777	64 414	127 892	26 594	9 981	-	27.9	55.4	11.5	4.3
7年	242 524	70 980	130 450	28 687	11 755	-	29.3	53.8	11.8	4.8
12年	251 818	74 703	131 975	30 610	14 271	-	29.7	52.4	12.2	5.7
	(274 032)	(79 373)	(145 009)	(34 378)	(14 987)	-	(29.0)	(52.9)	(12.5)	(5.5)
17年	279 952	79 307	145 332	36 356	18 072	-	28.3	51.9	13.0	6.5
22年	280 868	75 664	145 161	35 979	19 356	4 708	27.4	52.6	13.0	7.0
27年	274 758	70 611	142 523	36 168	20 107	5 349	26.2	52.9	13.4	7.5
令和 2年	263 181	66 098	137 445	34 530	20 879	4 229	25.5	53.1	13.3	8.1

\* 昭和45年～平成17年は、総数に配偶関係「不詳」を含む。

\* 平成22年以降の割合は、「不詳」を除いて算出。(2019年2月25日修正)

### 第3章 世帯と住居の状況

#### 1 世帯及び世帯人員の推移

令和2年10月1日現在、本市の一般世帯数が279,011世帯、一般世帯人員は575,590人となっている。一方、施設等の世帯人員は17,538人で総人口の3.0%を占めている。

一般世帯数の伸びは、平成12年以前は5%を超える水準で増加していたが、平成17年以降は、2~3%台の増と鈍化している。しかし、人口減少となっているにもかかわらず一般世帯数の推移は一貫して増加しており、一般世帯の1世帯当たり人員の推移は、一貫して減少している。(表3-1)

表3-1 一般世帯数の推移

区分	世帯総数	一般世帯数	一般世帯人員	一般世帯数 増加率(%)	一般世帯1世帯 当たりの人員
平成 2 年	201 089	199 630	522 902	5.2	2.62
7 年	215 140	214 680	533 653	7.5	2.49
12 年	229 064	228 638	539 078	6.5	2.36
	( 246 955 )	( 246 494 )	( 587 750 )		( 2.38 )
17 年	255 276	254 694	588 653	3.3	2.31
22 年	264 686	264 093	589 009	3.7	2.23
27 年	270 269	269 643	582 414	2.1	2.16
令和 2 年	279 644	279 011	575 590	3.5	2.06

\* 世帯総数は世帯の種類「不詳」を含む。

#### 2 世帯人員別一般世帯の推移

一般世帯の世帯人員分布をみると、1人世帯が117,959世帯と最も多く、全体の42.0%を占めており、世帯人員が多くなるほど世帯数は少なくなっている。世帯人員別一般世帯数の推移をみると、世帯人員2人以下の世帯で増加しているのに対して、3人以上の世帯では世帯数が減少している。(表3-2)

表3-2 世帯人員別一般世帯

区分	一般 世 帯 数	世 帯 人 員 1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7人以上
平成 2 年	199 630	58 036	46 303	34 984	39 564	16 565	3 267	911
7 年	214 680	68 447	53 057	37 178	37 032	15 288	2 946	732
12 年	228 638	78 874	59 468	39 541	34 838	12 963	2 362	592
	( 246 494 )	( 82 549 )	( 65 110 )	( 42 853 )	( 37 933 )	( 14 552 )	( 2 761 )	( 736 )
17 年	254 694	88 232	69 958	44 780	36 298	12 409	2 408	609
22 年	264 093	96 554	74 559	45 320	34 190	10 986	1 930	554
27 年	269 643	105 105	76 741	43 478	31 357	10 493	1 945	524
令和 2 年	279 011	117 959	80 133	40 906	28 249	9 567	1 728	469

### 3 世帯の家族類型

#### 一般世帯に占める「核家族世帯」の割合は 52.6%

令和 2 年 10 月 1 日現在の一般世帯を家族類型別にみると、「親族のみの世帯」が 155,956 世帯(一般世帯の 55.9%)、「非親族を含む世帯」が 2,067 世帯(同 0.7%)、「単独世帯」が 117,959 世帯(同 42.3%) となっている。

「親族のみの世帯」を家族類型別にみると、「核家族世帯」は 146,894 世帯で、一般世帯の 52.6% を占め、「核家族以外の世帯」は 9,062 世帯となっている。

#### 核家族世帯（夫婦のみ）、非親族を含む世帯及び単独世帯のみ増加

「核家族世帯」のうち、「夫婦のみの世帯」は増加が続いているおり、平成 27 年と比較して 4.7% の増加となった。それ以外の世帯では親族のみの平成 27 年と比べると軒並み減少している。また、「単独世帯」は平成 27 年と比較して 12.2% の増加となった。

「65 歳以上世帯員のいる一般世帯」は 101,996 世帯で平成 27 年と比べると 15.2% 増加している。これは、一般世帯の 36.6% を占めており、約 3 世帯に 1 世帯は 65 歳以上の世帯員がいる結果となった。また、そのうち「夫婦のみの世帯」が 36,365 世帯、「単独世帯」が 35,464 世帯となっており、これは前回調査より「夫婦のみの世帯」が 15.1%、「単独世帯」が 9.6% と、いわゆる高齢夫婦世帯及び高齢単身世帯が大幅に増加している。(表 3-3)

表 3-3 世帯の家族類型別一般世帯数

区分	一般世帯数			令和 2 年構成比 (%)	平成 27 年～令和 2 年増減率 (%)
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年		
総数	264 093	269 643	279 011	100.0	3.5
A 親族のみの世帯	165 303	161 286	155 956	55.9	△ 3.3
I 核家族世帯	152 823	150 125	146 894	52.6	△ 2.2
(1) 夫婦のみ	53 524	55 441	58 059	20.8	4.7
(2) 夫婦と子供	74 060	70 220	64 873	23.3	△ 7.6
(3) 男親と子供	3 105	2 916	2 842	1.0	△ 2.5
(4) 女親と子供	22 134	21 548	21 120	7.6	△ 2.0
II 核家族以外の世帯	12 480	11 161	9 062	3.2	△ 18.8
(5) 夫婦と両親	235	195	138	0.0	△ 29.2
(6) 夫婦とひとり親	1 699	1 503	1 237	0.4	△ 17.7
(7) 夫婦、子供と両親	541	524	359	0.1	△ 31.5
(8) 夫婦、子供とひとり親	2 641	2 161	1 467	0.5	△ 32.1
(9) その他	7 364	6 778	5 861	2.1	△ 13.5
B 非親族を含む世帯	2 196	1 984	2 067	0.7	4.2
C 単独世帯 (再掲)	96 554	105 105	117 959	42.3	12.2
65 歳以上世帯員のいる一般世帯	83 691	88 556	101 996	36.6	15.2
うち夫婦のみの世帯	28 388	31 591	36 365	13.0	15.1
うち単独世帯	27 635	32 371	35 464	12.7	9.6

\* 平成 22 年以降は、総数に世帯の家族類型「不詳」を含む。

#### 4 住居の種類及び住宅の所有の関係

##### 住宅に住む一般世帯のうち、持ち家に住む世帯の割合は 54.5%

一般世帯 279,011 世帯の居住状況をみると、住宅に住む一般世帯は 276,547 世帯（一般世帯の 99.1%）、住宅以外に住む一般世帯は 2,464 世帯（0.9%）となっている。

住宅に住む一般世帯について、その所有の関係をみると、持ち家に住む世帯が 150,842 世帯で最も多く、住宅に住む一般世帯の 54.5% を占めている。（表 3-4）

表 3-4 住居の種類・住宅の所有の関係別一般世帯数

区分	世帯数			令和2年 住宅に住む 一般世帯 構成比(%)	平成27年～ 令和2年 増減率(%)
	平成22年	平成27年	令和2年		
住宅に住む一般世帯	261 513	267 045	276 547	100.0	3.6
主 世 帯	257 480	264 395	273 096	98.8	3.3
持 ち 家	140 057	144 541	150 842	54.5	4.4
公 営 ・ 都 市 再 生 機 構 ・ 公 社 の 借 家	15 503	14 728	13 400	4.8	△ 9.0
民 営 の 借 家	94 618	98 975	102 422	37.0	3.5
給 与 住 宅	7 302	6 151	6 432	2.3	4.6
間 借 り	4 033	2 650	3 451	1.2	30.2
住宅以外に住む一般世帯	2 580	2 598	2 464	—	△ 5.2

#### 5 住宅の建て方

住宅に住む一般世帯について、住んでいる住宅の建て方別にみると、一戸建に住む世帯が 140,314 世帯（住宅に住む一般世帯の 50.7%）で最も多く、以下、共同住宅に住む世帯が 134,586 世帯（同 48.7%）、長屋建に住む世帯 1,373 世帯（同 0.5%）、その他の住宅に住む世帯が 274 世帯（同 0.1%）となっている。（表 3-5）

表 3-5 住宅の建て方別住宅に住む一般世帯の推移

区分	総 数	一 戸 建	長 屋 建	共同住宅	そ の 他
平成 2 年	194 735	111 271	4 588	78 304	572
7 年	210 425	116 059	3 322	90 692	352
12 年	225 414	118 941	2 392	103 656	425
	( 243 102 ) ( 135 579 )	( 2 691 )	( 104 386 )	( 446 )	
17 年	252 333	136 277	2 450	113 340	266
22 年	261 513	136 970	2 160	121 883	481
27 年	267 045	137 373	1 982	127 212	478
令和 2 年	276 547	140 314	1 373	134 586	274

\* 平成22年は、総数に住宅の建て方「不詳」を含む。

## 第4章 労働力状態と従業上の地位

### 1 労働力人口

令和2年国勢調査による15歳以上人口の経済活動状況を見ると、15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く）461,160人のうち就業者数は271,403人、完全失業者は11,709人であり、この両者を合わせた労働力人口は283,112人で、15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く）に占める労働力人口の割合（労働力率）は61.4%となっている。また、男性の労働力人口は、145,648人、労働力率70.1%、女性の労働力人口は、137,464人、労働力率54.3%となっている。

一方、非労働力人口は、178,048人で、15歳以上人口の38.6%を占めている。

なお、失業率（完全失業者／労働力人口）は4.1%となり、平成27年より0.8ポイント減少した。

（表4-1）

表4-1 労働力状態、15歳以上の人口の推移

区分	総数	労働力人口			非労働力人口 総数	労働力率 (%)	失業率 (%)
		総数	就業者	完全失業者			
平成2年	425 062	247 070	236 214	10 856	177 992	58.1	4.4
	7年	447 907	266 938	252 642	14 296	180 969	59.6
	12年	465 374	273 204	255 539	17 665	192 170	58.7
		(506 985)	(297 365)	(278 589)	(18 776)	(209 620)	(58.7)
	17年	509 155	300 949	276 266	24 683	208 206	59.1
	22年	482 831	299 195	279 730	19 465	183 636	62.0
	27年	480 462	283 704	269 760	13 944	196 758	59.0
令和2年	461 160	283 112	271 403	11 709	178 048	61.4	4.1

\* 総数は労働力状態「不詳」を除く。

### 2 従業上の地位

就業者数を従業上の地位別にみると、雇用者（役員を含む）が240,204人、自営業主（家庭内職者を含む）が21,111人、家族従業者が5,260人で、就業者に占める割合はそれぞれ88.5%、7.8%、1.9%となっている。（表4-2）

表4-2 従業上の地位別15歳以上就業者数の推移

区分	就業者数				割合 (%)		
	総数	雇用者	自営業主	家族従業者	雇用者	自営業主	家族従業者
平成2年	236 214	194 751	30 138	11 310	82.4	12.8	4.8
	7年	252 642	214 627	27 290	10 711	85.0	10.8
	12年	255 539	223 036	24 128	8 374	87.3	9.4
		(278 589)	(241 470)	(27 345)	(9 773)	(86.7)	(9.8)
	17年	276 266	240 180	27 213	8 861	86.9	9.9
	22年	279 730	234 424	22 727	7 063	83.8	8.1
	27年	269 760	235 923	21 786	6 062	87.5	8.1
令和2年	271 403	240 204	21 111	5 260	88.5	7.8	1.9

\* 総数には従業上の地位「不詳」を含む。

## 第5章 産業別就業者

### 1 就業者の産業別構成

令和2年の15歳以上就業者総数271,403人を産業3部門でみると、第1次産業（農業、林業、漁業）就業者が3,302人、第2次産業（鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業）就業者は38,986人、第3次産業（卸売業、小売業など）就業者が221,555人で、その構成比はそれぞれ1.2%、14.4%、81.6%となっている。また、20区分の産業大分類別にみると、「医療、福祉」の53,375人（19.7%）が最も多く、次いで、「卸売業、小売業」が50,870人（18.7%）となっている。

鹿児島県の構成比は、第1次産業が8.3%、第2次産業が18.8%、第3次産業が71.1%であり、産業大分類別にみると、「医療、福祉」が135,814人（18.4%）と最も多い。（表5-1）

表5-1 産業（大分類）別就業者数

区分	鹿児島市					鹿児島県	
	平成27年		令和2年		平成27年～令和2年	令和2年	
	就業者数	構成比（%）	就業者数	構成比（%）		就業者数	構成比（%）
総 数	269 760	100.0	271 403	100.0	0.6	738 343	100.0
A 農 業 , 林 業	3 379	1.2	3 090	1.14	△ 8.6	56 882	7.7
B 漁 業	219	0.1	212	0.08	△ 3.2	4 582	0.6
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	50	0.0	45	0.02	△ 10.0	533	0.1
D 建 設 業	22 014	8.0	21 964	8.09	△ 0.2	60 268	8.2
E 製 造 業	17 982	6.0	16 977	6.26	△ 5.6	77 992	10.6
F 電 気 ・ ガ ス ・ 热 供 給 ・ 水 道 業	1 424	0.5	1 475	0.5	3.6	4 207	0.6
G 情 報 通 信 業	5 342	1.8	5 223	1.9	△ 2.2	7 461	1.0
H 運 輸 業 , 郵 便 業	13 985	5.5	13 629	5.0	△ 2.5	31 733	4.3
I 卸 売 業 , 小 売 業	52 901	20.7	50 870	18.7	△ 3.8	111 847	15.1
J 金 融 業 , 保 険 業	7 977	3.2	7 724	2.8	△ 3.2	13 395	1.8
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	5 521	1.8	5 580	2.1	1.1	9 773	1.3
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	8 813	3.0	9 062	3.3	2.8	17 368	2.4
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	17 578	6.6	16 794	6.2	△ 4.5	41 639	5.6
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娱 樂 業	10 344	3.8	10 230	3.8	△ 1.1	25 729	3.5
O 教 育 , 学 習 支 援 業	15 635	5.5	16 803	6.2	7.5	39 329	5.3
P 医 療 , 福 祉	47 344	14.5	53 375	19.7	12.7	135 814	18.4
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	2 400	0.6	2 124	0.8	△ 11.5	9 986	1.4
R サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	16 417	5.5	17 916	6.6	9.1	40 758	5.5
S 公 務 (他に分類されるものを除く)	10 674	3.8	10 750	4.0	0.7	36 009	4.9
T 分 類 不 能 の 产 業	9 761	7.9	7 560	2.8	△ 22.5	13 038	1.8
(再掲)							
A～B（第1次産業）	3 598	1.3	3 302	1.2	△ 8.2	61 464	8.3
C～E（第2次産業）	40 046	14.0	38 986	14.4	△ 2.6	138 793	18.8
F～S（第3次産業）	216 355	76.8	221 555	81.6	2.4	525 048	71.1

## 2 就業者の年齢構成

年齢 5 歳階級別就業者の産業 3 部門別割合をみると、第 1 次産業は、15 歳から 59 歳の各年齢階級では 1%未満であるが、65 歳以上では 3.8% となっている。

第 2 次産業就業者は、各年齢階級でおおむね 15% 前後となっている。

第 3 次産業就業者は、64 歳以下では 80% を超えているが、65 歳以上では 72.8% となっている。

(表 5-2、図 5-1)

表 5-2 年齢（5 歳階級）、産業（3 部門）別 15 歳以上就業者数

区分	就業者数				産業別割合 (%)				年齢別割合 (%)			
	総数	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	総数	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	総数	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業
総 数	271 403	3 302	38 986	221 555	100.0	1.2	14.4	81.6	100.0	100.0	100.0	100.0
15 ~ 19 歳	3 448	21	314	2 900	100.0	0.6	9.1	84.1	1.3	0.6	0.8	1.3
20 ~ 24 歳	16 272	80	1 752	14 012	100.0	0.5	10.8	86.1	6.0	2.4	4.5	6.3
25 ~ 29 歳	19 327	99	2 311	16 570	100.0	0.5	12.0	85.7	7.1	3.0	5.9	7.5
30 ~ 34 歳	21 919	152	2 865	18 456	100.0	0.7	13.1	84.2	8.1	4.6	7.3	8.3
35 ~ 39 歳	26 423	195	3 897	21 823	100.0	0.7	14.7	82.6	9.7	5.9	10.0	9.8
40 ~ 44 歳	30 343	217	4 655	24 900	100.0	0.7	15.3	82.1	11.2	6.6	11.9	11.2
45 ~ 49 歳	32 420	250	4 813	26 709	100.0	0.8	14.8	82.4	11.9	7.6	12.3	12.1
50 ~ 54 歳	28 390	209	3 927	23 747	100.0	0.7	13.8	83.6	10.5	6.3	10.1	10.7
55 ~ 59 歳	27 184	233	3 779	22 617	100.0	0.9	13.9	83.2	10.0	7.1	9.7	10.2
60 ~ 64 歳	26 036	344	4 101	20 945	100.0	1.3	15.8	80.4	9.6	10.4	10.5	9.5
65 歳以上	39 641	1 502	6 572	28 876	100.0	3.8	16.6	72.8	14.6	45.5	16.9	13.0

\* 総数には「分類不能の産業」を含む。

図 5-1 年齢（5 歳階級）ごとの産業別の割合

